

徳島県告示第六百四十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した

令和三年十月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
蒼翠合同会社	徳島市名東町一丁目三九五番地の八	あおみ訪問介護事業所	徳島市名東町一丁目三九五番地の八	訪問介護	令和三年十月一日
合同会社エール	板野郡松茂町笹木野字八下二三番地一一	ケアステーション・エール	板野郡松茂町笹木野字八下二三番地一一	同	同
医療法人雙立会	小松島市江田町字大江田四四番地一	碩心館 訪問リハビリテーション	小松島市江田町字大江田四四番地一	訪問リハビリテーション	同
医療法人青嵐会	徳島市国府町東高輪三五三番地一	介護老人保健施設 センターヴィレッジ	美馬市脇町字拝原一三五四番地五	同	同
医療法人真誠会	鳴門市大津町矢倉字六ノ越五番地の九	陽だまり苑 訪問リハビリテーション事業所	鳴門市大津町矢倉字四ノ越五番地	同	同